

生活保護法

(及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

指定医療機関の手引

栃木県保健福祉部保健福祉課

目 次

第 1	生活保護法のあらまし	1
第 2	医療機関の指定	2
1	医療機関の申請	2
2～4	指定の要件、取消要件、有効期間	3
5～7	指定日、指定の通知、届出事項	4
第 3	指定医療機関の義務	6
第 4	医療扶助の内容	7
1～2	医療扶助の申請、医療券の発行	7
3～4	医療の給付範囲、医療の要否の意見	8
5	文書料等について	9
第 5	指定医療機関へのお願い	10
◆	生活保護法関係条文～抜粋～	11
◆	指定医療機関医療担当規程	17
◆	生活保護法第52条の2項の規定による診療方針及び診療報酬	19
◆	「中国残留邦等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」について	21
◆	栃木県内福祉事務所一覧表	23

第 1 生活保護法のあらまし

1 生活保護制度の概要

生活保護法（以下「法」という。）は、憲法第 25 条によって保障された生存権「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」を具現化する法律として、昭和 25 年に制定され、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。（法第 1 条）

2 保護の種類と方法

保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の 8 種類に分けられ、それぞれの扶助は、保護を必要とする状態にある方の必要に応じ、単給又は併給として行われます。

また、扶助の支給方法は金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上、現物給付を原則としています。（法第 34 条及び同条の 2）

3 保護を決定し実施する機関

都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し、実施する義務を負っています。（法第 19 条）

4 医療扶助

法による医療扶助は、法の扶助の一つとして、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない方に対して、医療の給付を行うものです。

この医療扶助は、各市町村を担当する福祉事務所が、法による指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）に患者を委託（以下、「委託患者」という。）して行っています。指定医療機関は、医療扶助のための医療を担当する機関であり、国の開設した医療機関については厚生労働大臣の、その他の医療機関であればその開設者、助産師・施術者であれば本人の申請により都道府県知事（政令指定都市、中核市にあってはその市長）の指定を受けることとされています。（法第 49 条、法第 55 条）

第 2 医療機関の指定

1 医療機関の申請

栃木県内（宇都宮市を除く。）に所在する医療機関が、生活保護法の指定医療機関として指定を受けるには、以下の申請手続きが必要です。

なお、指定の効力は全国に及びますので、いずれかの知事もしくは市長より指定を受ければ、あらためて他知事（他市長）に申請する必要はありません。

～申請手続き方法～

- （１） 令和 5（2023）年 7 月から、保険医療機関と生活保護法指定医療機関の申請等が、1 枚の様式で厚生労働省関東信越厚生局栃木事務所に提出できるようになりました（訪問看護ステーションは除く）。

保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合は、関東信越厚生局のホームページを御確認ください。

厚生労働省関東信越厚生局HP「保険医療機関・保険薬局の指定等に関する申請・届出」
kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/hoken_shitei/index.html

- （２） 従来どおり、医療機関等の所在地を管轄する福祉事務所への申請も可能です。

指定申請書等の届出用紙に必要事項を記入の上、医療機関の所在地を管轄する福祉事務所又は県に提出してください。

※ 訪問看護ステーションの生活保護法指定医療機関に関する届出は全て福祉事務所又は県に提出する必要があります。

指定申請書等提出先一覧（P. 23）参照

< 提出書類 >

- ① 生活保護法等指定医療機関 指定・指定更新 申請書
- ② 生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない旨の誓約書

指定申請書等の届出用紙は、栃木県ホームページからもダウンロードが可能です。

栃木県ホームページ→子育て・福祉・医療→社会福祉・地域福祉生活保護→生活保護制度
→生活保護法による指定医療機関の指定申請等について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/welfare/chiikifukushi/seikatuhogo/seihoiryou.html>

＜参考＞

※宇都宮市に所在する医療機関は、宇都宮市が指定等を行います。手続き方法の詳細は宇都宮市へ御確認ください。

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 電話 028-632-2374
宇都宮市 保健福祉部 生活福祉第1課 ・ 第2課

2 指定の要件（法第49条の2第2項各号）

(1) 他法による指定を受けていること

ア 健康保険法第63条第3項第1号に規定による指定

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあつては、同法第38条第1項の規定による指定

(2) 開設者が欠格事由※に該当しないこと（※以下に欠格事由の例を記載）

ア 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

イ 生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律・政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

ウ 指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない。

3 指定の取消要件（法第51条第2項各号）（以下に取り消し要件の例を記載）

下記要件に該当するとき、指定権者はその指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

(1) 「2 指定の要件（2）」の開設者が欠格事由に該当するとき

(2) 診療報酬の請求に不正があったとき

(3) 指定権者より資料の提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき

(4) 不正の手段により指定を受けたとき

(5) 被保護者の医療に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき

4 指定の有効期間（法第49条の3第1項）

(1) 指定の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力が失われます。指定の有効期間は健康保険法（厚生局へ届出）の有効期間と同じになります。

指定の更新時期が近づいたら、その旨指定医療機関へお知らせします。提出期限までに申請書類を御提出ください。指定の有効期間内に更新の申請がされなかった場合は、指定が失効しますので御注意ください。

(2) 更新手続きが不要な医療機関

指定医療機関のうち、次の①、②に該当する医療機関については、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に、別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなされます。（法第49条の3第4項（健康保険法第68条第2項の準用））

① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの

② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する（個人開設）指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直径血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの

5 指定日について

指定日は、医療機関の所在地を管轄する福祉事務所又は県が申請書を受理した日となり、原則として遡及しません。ただし、健康保険法による指定日より前に申請書を受理した場合は、健康保険法による指定の日が指定日となります。

なお、やむを得ず申請書の提出日より前に委託患者を診療したときは、その旨必ずお申し出ください。

6 指定の通知

医療機関等を指定したときは、申請者に指定通知書を交付します。

7 届出事項

指定医療機関において、届出事項に変更があった場合、業務を廃止等する場合は、医療機関の所在地を管轄する福祉事務所又は県に届出書を提出してください。

指定申請書等提出先一覧（P. 23）参照

生活保護法指定医療機関 届出事項一覧

届出を要する事項		提出書類				
		申請書 誓約書	廃止届	休止届	変更届	その他
新規	・病院，診療所，歯科，薬局，訪問看護ステーションが，新たに指定を受ける場合	○ (指定)				
すでに生活保護法の指定を受けている場合	・指定有効期間の満了日を迎える場合	○ (更新)				
	医療機関コードに変更があった場合	○ ※変更後も引き続き指定を受けていただける場合	○			
	・移転した場合					
	・開設者，開設法人の変更					
	①個人→別個人					
	②個人⇄法人					
	③法人→別法人					
	※法人の代表者のみの変更の場合は届出不要					
	・診療所⇄病院の変更					
	医療機関コードに変更がない場合				○	
	・名称の変更					
	・所在地の変更					
	①移転した場合 (訪問看護ステーションの場合)					
	②住居表示による変更，地番整理					
	・開設者の変更					
	①個人の氏名，法人の名称の変更					
	②個人の住所，法人の主たる事務所の所在地の変更					
	・管理者の変更					
	①氏名の変更					
	②住所の変更					
	③管理者の交代					
	・指定医療機関が当該事業を廃止した場合		○			
	・指定医療機関の開設者が死亡または失踪宣告を受けた場合					
	・指定医療機関の開設者が自己の意思により当該事務を休止した場合			○		
	・天災その他の原因により建物や設備が損壊し正常に業務が行われなくなったが，今後，開設者が復旧する意思及び能力を有する場合					
	・休止した指定医療機関が当該業務を再開した場合					再開届
	・指定医療機関が，当該業務を所管する法律により処分を受けた場合 (処分から10日以内に提出)					処分届
	・生活保護法による指定のみを辞退する場合(業務は継続) (30日以上予告期間が必要)					辞退届

第3 指定医療機関の義務

生活保護法等により指定された医療機関は、次の事項を守っていただきます。

1 医療担当義務

- (1) 懇切丁寧に被保護者（委託患者）の医療を担当すること（法第50条第1項）
- (2) 「指定医療機関医療担当規程」（P.14参照）の規定に従うこと
- (3) 生活保護法第52条による診療方針により、医療を担当すること

→指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険（75歳以上の方は後期高齢者医療制度）の例による。これによらない場合は、「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」（P.19参照）の定めによる。

〔 歯科材料としての金（金位 14 カラット以上の合金）、特定療養費の支給に係るもの、
保険外の診療や材料等、生活保護法の医療扶助として認められないものがあります。 〕

2 指導等に従う義務

- (1) 被保護者（委託患者）の医療について都道府県知事の行う指導に従うこと（法第50条第2項）
- (2) 診療内容及び診療報酬請求の適否に関する厚生労働大臣又は都道府県知事の報告命令に従うこと（法第54条第1項）
- (3) 厚生労働大臣又は都道府県知事が当該職員に行わせる立入検査を受けること（法第54条第2項）

3 指定医療機関に対する個別指導

委託患者の診療状況等について、診療録その他帳簿書類を閲覧し、医療扶助に関する事務取扱等について懇談指導します。

なお、実施にあたっては、事前に指定医療機関へ連絡の上、文書で通知します。

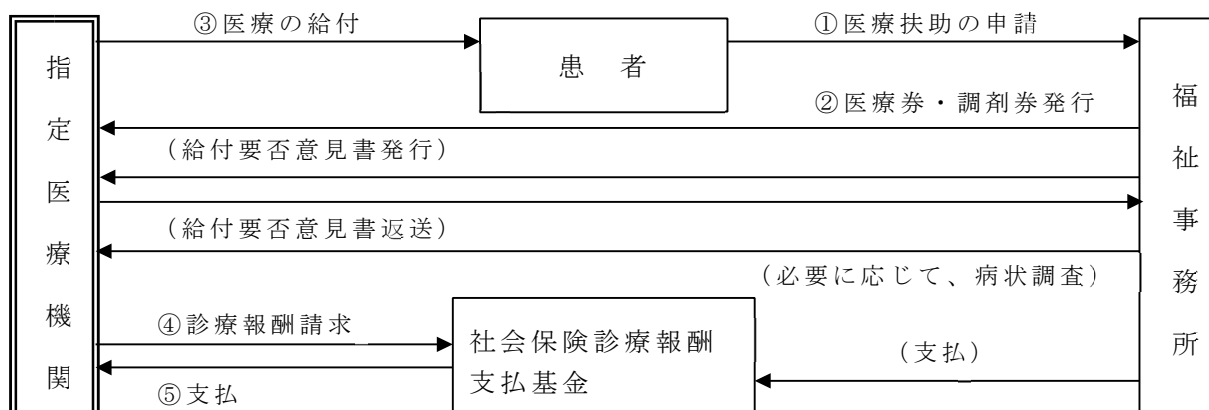
4 届出の義務

指定医療機関は、当該指定医療機関の名称等に変更が生じた場合、事業を廃止等する場合は、所定用紙により届出を速やかに（10日以内）行ってください。

（法第50条の2、施行規則第14及び第15条）

第4 医療扶助の内容

～医療扶助の流れ～



1 医療扶助の申請

医療扶助は要保護者（被保護者）である患者からの申請があって初めて開始されます。したがって、医療扶助を受けようとする患者は、まず、所管の福祉事務所に申請しなければなりません。

ただし、患者が急迫した状況等にあるときは申請がなくても、医療機関からの連絡等により必要な保護を行います。医療機関は速やかに所管の福祉事務所へ連絡をお願いします。

なお、「生活保護制度のあらまし」の項で述べたとおり、医療扶助は現物給付を原則としています。

2 医療券の発行

申請を受けた福祉事務所長は、医療の必要性を検討した上で医療扶助の適用を決定し、「生活保護法医療券・調剤券」（以下「医療券」という。）を発行します。

(1) 診療報酬の請求

医療券が届きましたら、公費負担者番号、公費受給者番号等の必要事項を健康保険用のレセプトに転記し、社会保険診療報酬支払基金に請求してください。診療報酬の支払い時期及び方法は健康保険と同じです。

医療扶助と併せて健康保険、あるいは他の公費負担医療の資格を持つ方の場合、健康保険等の保険者番号、被保険者番号等（他の公費負担医療の場合は、公費負担者番号と公費受給者番号）と、医療扶助の公費負担者番号と公費受給者番号を医療券から転記してください。

(2) 本人支払額

生活保護の最低生活基準額（医療扶助費や介護扶助費を除く）以上の収入（年金等）がある場合には、最低生活基準額を超える分を医療費の一部とする本人支払額が発生する場合があります。

医療券の「本人支払額」欄に、金額の記載がある場合は、その金額を直接委託患者から現金で徴収するとともに、診療報酬明細書の一部負担金額欄に金額を記載してください。

3 医療の給付範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤（※）又は治療材料
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

※ 医療の給付範囲は、健康保険及び国民健康保険の療養の給付と療養費の支給の範囲を併せたものとほぼ同様です。

4 医療の要否の確認

(1) 要否意見書

福祉事務所は医療扶助の要否を判断するため、指定医療機関から医療の必要性、内容及び程度についての意見を記載する要否意見書を徴し確認します。

新たに生活保護を開始する場合や入院時等に要否意見書を指定医療機関に送付しますので、医療扶助に係る所要事項を記入の上、速やかに提出してください。提出された要否意見書により医療扶助の要否を決定し、医療券を発行します。

なお、要否意見書は、指定医療機関医療担当規程第7条（P.17参照）により無償で交付をしていただくことになります。

<各要否意見書>

ア 医療要否意見書

イ 精神疾患入院要否意見書

ウ 給付要否意見書…移送、治療材料、施術（柔道整復、あん摩マッサージ、はり・きゅう）

エ 訪問看護要否意見書

(2) 病状調査

ア 病状調査の目的

生活保護受給者に係る稼働能力の有無や程度の判定、生活保護費の給付の必要性、他法他施策の利用の可能性の判定など、生活保護の決定や自立助長のために必要な調査となっています。福祉事務所から病状調査の依頼があった場合は、御協力をお願いします。

イ 病状調査の範囲

医療扶助を適用する医療に関することが基本ですが、生活保護申請前の医療や他の公費負担医療制度が適用されている医療等についても、生活保護の決定・実施及び自立助長に必要であれば、病状調査の範囲となる場合もありますので、御協力をお願いします。

ウ その他

指定医療機関は、福祉事務所による委託患者の病状等に関する調査に無償で協力していただく必要があります。また、この病状調査は、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」にあたるため、被保護者の同意を得ずに、福祉事務所は情報提供を受けることができます。

5 文書料等について

他法の活用にあたり、診断書等の作成をお願いすることがあります。生活保護では、給付できる文書等の種類及び金額の上限が定められています（具体的な金額等は各福祉事務所（P.24参照）にお問い合わせください）。医療機関の請求に基づき、福祉事務所払いとしてお支払いします。なお、検診料は法による診療方針及び診療報酬の例によります。

第 5 指定医療機関へのお願い

1 後発医薬品使用のお願い

従来より、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合は、可能な限り後発医薬品を使用していただくこととされていましたが、平成30年10月1日施行の生活保護法改正により後発医薬品の使用が原則化され、患者希望のみにより先発医薬品を処方することはできなくなりました。ただし、処方医が先発医薬品の使用が必要であると判断する場合や、調剤時点で、後発医薬品の在庫がない場合等は、この限りではありません。

2 他の制度・他の法律の活用

法第4条には、「他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならない。」と定められており、生活保護法以外の法律や制度を利用できる場合は、まずこれらを優先的に利用することとされています。委託患者で他の制度・他の法律の活用がある場合は、福祉事務所にその旨の情報提供をしていただきますとともに、申請手続き等についてご協力をお願いします。

他の制度・他の法律の活用で多いものを下に記載してあります。参考にしてください。

(1) 健康保険法（社会保険）

被保護者（委託患者）であっても、健康保険の被保険者本人またはその被扶養者の場合、健康保険が優先して適用され、患者負担分に医療扶助を適用します。

(2) 自立支援医療制度

被保護者（委託患者）については、全額自立支援医療による公費負担となりますが、被保護者でも医療保険の被保険者本人又は被扶養者の場合は、医療保険の適用が優先するため、自己負担部分について自立支援医療による公費負担となります。

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律

平成27年1月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、新たに生活保護受給者も対象となりました。この新たな医療費助成制度は、法律に基づく制度であることから、他法他施策の優先活用において、医療扶助に優先して適用されることになります。

生活保護法関係条文 ～抜粋～

(昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第 4 条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前 2 項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(種類)

第 11 条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

(医療扶助)

第 15 条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(医療扶助の方法)

第 34 条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第 49 条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第 14 条の 4 第 1 項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができる」と認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4 第 2 項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第 55 条 1 項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第 2 項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(医療機関の指定)

第 49 条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第 49 条の 2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第 51 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この

号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 申請者が、第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第 54 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 51 条第 2 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

七 第 5 号に規定する期間内に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第 50 条第 2 項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適當と認められるものであるとき。

4 前 3 項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第 1 項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第 3 項において同じ。）」と、第 2 項第 1 号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

（指定の更新）

第 49 条の 3 第 49 条の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第 68 条第 2 項の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

第 50 条 第 49 条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第 50 条の 2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を第 49 条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第 51 条 指定医療機関は、30 日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号に該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第 50 条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第 54 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第 54 条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第 49 条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第 52 条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第 53 条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第 1 項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第 54 条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師薬剤師その他従事者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第 55 条 道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

(費用等の徴収)

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じた額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

(厚生労働大臣への通知)

第 83 条の 2 都道府県知事は、指定医療機関について第 51 条第 2 項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第 80 条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

(大都市等の特例)

第 84 条の 2 この法律中都道府県が処理するとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2 第 66 条第 1 項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第 84 条の 4 第 54 条第 1 項（第 54 条の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(罰則)

第 86 条 第 44 条第 1 項、第 54 条第 1 項（第 54 条の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第 55 条の 6 若しくは第 74 条第 2 項第 1 号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第 54 条第 1 項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第 28 条第 1 項（要保護者が違反した場合を除く。）、第 44 条第 1 項若しくは第 54 条第 1 項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。

指定医療機関医療担当規程

(昭和25年8月23日厚生省告示第222号)

(改正 平成30年厚生労働省告示第344号)

(指定医療機関の義務)

第1条 指定医療機関は、生活保護法(以下「法」という。)に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品(法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることを認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定による医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。

二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあつては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬

(昭和34年5月6日厚生省告示第125号)

(改正 平成28年厚生労働省告示第156号)

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行わない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働省大臣の定める評価療養及び選定療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。
- 4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法（昭和25年法律第144号）の基本原則及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬（保険外併用療養費の支給に係るものを除く。）と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。）に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあっては高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第79条第1項の規定による厚生労働大臣の定め）の例による。
- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項（同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。）の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村（特別区を含む。）の区域に居住地（生活保護法第19条第1項第2号又は同条第2項に該当する場合にあっては現在地とし、同条第3項に該当する場合にあっては入所前の居住地又は現在地とする。）を有する被保護者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定め例による。
- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市

長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第 76 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 86 条第 2 項第 1 号の規定による厚生労働大臣の定め（前項に該当する指定医療機関にあっては、当該定めのうち診療報酬が 低となる定め）若しくは同法第 88 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第 474 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。

- 8 第 6 項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があったときは、第 6 項の規定は、これを適用しない。

「中国残留邦等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」について

1 支援給付の概要

この制度は、先の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等と、長年に渡り労苦を共にしてきた特定配偶者を対象として、平成 20 年 4 月 1 日から実施されている制度です。これは、中国残留邦人等に対して、中国残留邦人等が老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、その中国残留邦人等及びその配偶者に対して支給されるものです。支援給付は中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定に基づき、生活保護法に準じた取扱いとなります。

2 指定医療機関及び指定施術者の指定申請について

中国残留邦人等支援法の医療支援給付のための診療や施術を担当する機関は、生活保護法と同様に指定を受けることとされています。そのため、平成 20 年 4 月以降、生活保護法指定申請書は中国残留邦人等支援法の医療支援給付の申請書を兼ねています。

～医療支援給付の概要～

(1) 対象者

永住帰国した日から引き続き 1 年以上本邦に住所を有する中国残留邦人等及びその配偶者のうち、世帯の収入が一定の基準に満たない者

(2) 根拠法

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」（平成 6 年法律第 30 号 平成 26 年 10 月 1 日改正）

(3) 受診の手続き

受診の手続きは原則生活保護法と同様ですが、本人負担の軽減のため、医療要否意見書、医療券は、各福祉事務所（P. 24 参照）から医療機関等あて直接お送りします。医療機関等の窓口では、「本人確認証」により本人であることを確認してください。

※急病等により、実施機関から医療券の送付や連絡がない方が受診された場合には、実施機関あて連絡をお願いします。

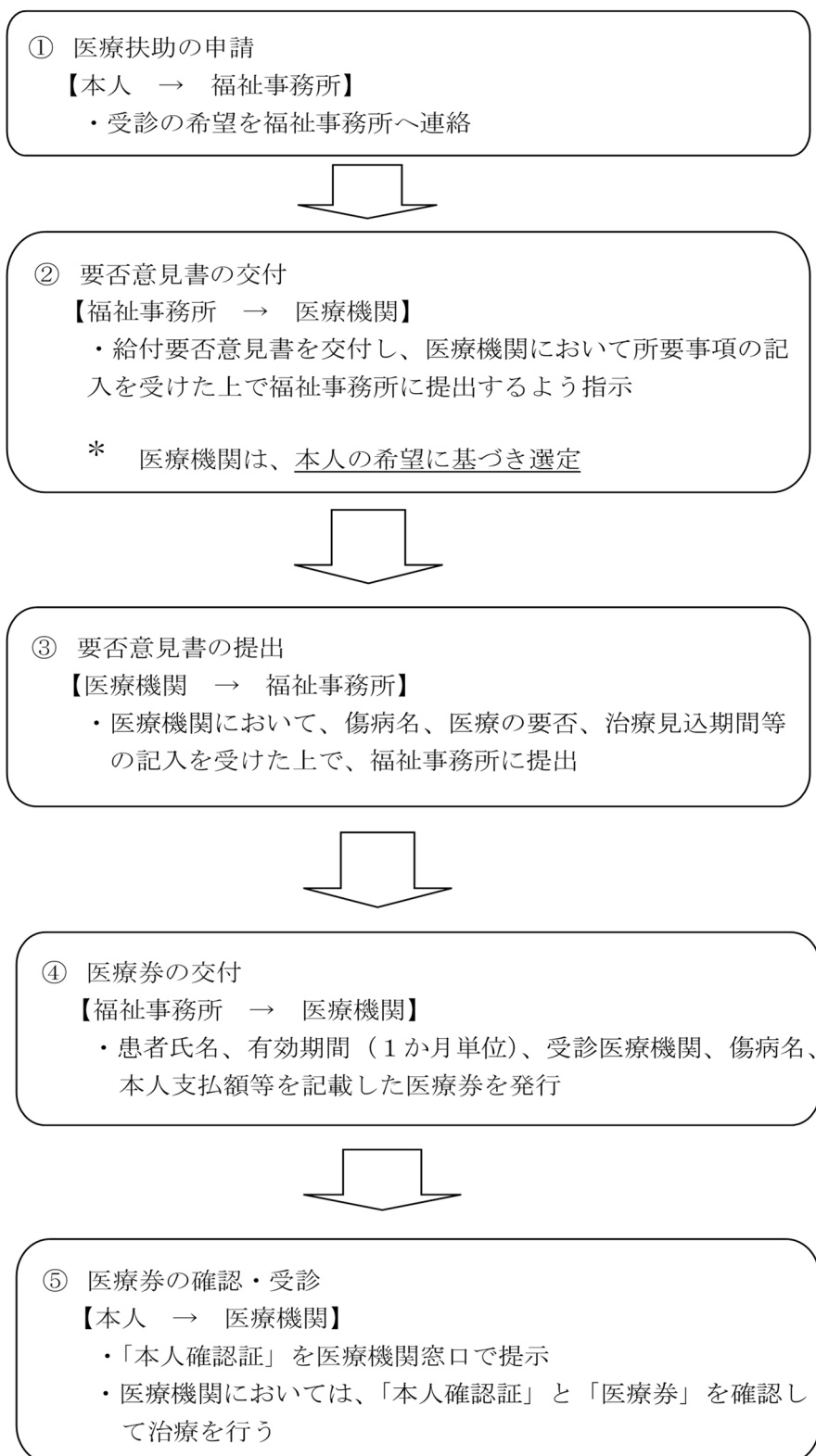
（施術に関しての要否意見書は、生活保護と同様に事前の調整が必要です。）

(4) 診療報酬の請求

生活保護と同様に社会保険診療報酬支払基金に請求してください。

＜医療支援給付手続きの流れ＞

実施にあたっては、中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、生活を円滑に営むことができるようにするために、必要な配慮をして懇切丁寧に行うとともに、本制度の趣旨をご理解いただき御協力をお願いします。



指 定 申 請 書 等 提 出 先 一 覧

福 祉 事 務 所 名	所 在 地	電 話 番 号
芳賀福祉事務所 (所管) 益子町、茂木町、市貝町、 芳賀町	〒321-4305 真岡市荒町1 1 6 - 1 県東健康福祉センター内	0285-82-3322
下都賀福祉事務所 (所管) 上三川町、壬生町、野木町	〒323-0811 小山市犬塚3 - 1 - 1 県南健康福祉センター内	0285-21-2216
那須福祉事務所 (所管) 塩谷町、高根沢町、那須町、 那珂川町	〒324-8585 大田原市住吉町2 - 1 4 - 9 県北健康福祉センター内	0287-23-2171
足利市福祉事務所	326-8601 足利市本城3 - 2 1 4 5	0284-20-2133
栃木市福祉事務所	〒328-8686 栃木市万町9 - 2 5	0282-21-2212
佐野市福祉事務所	〒327-8501 佐野市高砂町1	0283-20-3020
鹿沼市福祉事務所	〒322-8601 鹿沼市今宮町1 6 8 8 - 1	0289-63-2173
日光市福祉事務所	〒321-1292 日光市今市本町1	0288-21-5149
小山市福祉事務所	〒323-8686 小山市中央町1 - 1 - 1	0285-22-9622
真岡市福祉事務所	〒321-4395 真岡市荒町5 1 9 1	0285-83-6063
大田原市福祉事務所	〒324-8641 大田原市本町1 - 3 - 1	0287-23-8637
矢板市福祉事務所	〒329-2192 矢板市本町5 - 4	0287-43-1116
那須塩原市福祉事務所	〒325-8501 那須塩原市共墾社1 0 8 - 2	0287-62-7136
さくら市福祉事務所	〒329-1392 さくら市氏家2 7 7 1	028-681-1161
那須烏山市福祉事務所	〒321-0526 那須烏山市田野倉8 5 - 1	0287-88-7115
下野市福祉事務所	〒329-0492 下野市笹原2 6	0285-32-8901
栃木県保健福祉部保健福祉課	〒320-8501 宇都宮市塙田1 - 1 - 2 0	028-623-3032

※医療機関の所在地を管轄する福祉事務所又は県に提出してください。